

第 1 工事計画及び施工

1 工事概要

2 工事工程表

3 関連会社一覧表

4 連絡体制

第 2 目的及びその適用範囲等

1 目的

この計画は、① _____ に基づき、② _____
の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害
の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この計画に定めた事項は、次に示す者に適用する。

③ _____ の現場に出入りする全ての者

第3 出火防止対策

1 出火防止対策

- (1) ④ _____を別紙5「日常の火災予防組織」のとおり指定し、それぞれの任務に従って日常の火災予防を行う。
- (2) ⑤ _____は、別紙6「日常の自主検査チェック表」を用いて、担当区域内の日常の火災予防について毎日自主検査を実施する。
- (3) ⑤ _____は、自主検査の結果、異常が認められたときは、速やかに⑥ _____に報告するとともに、不備を改修し、不備発生の原因を究明し、再発防止に努めるものとする。

- (4) その他

⑦ _____

2 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び階段等には、可燃性の工事用資材又は梱包材等は置かないようにする。やむを得ず置く場合は、整理整頓し難燃性シート等で覆い保管する。
- (2) ⑧ _____は、作業終了後に施錠を最終的に確認する。
- (3) 工事関係者以外の者の工事部分等への立入りは禁止とし、⑨ _____が、工事部分等への出入りをチェックする。

- (4) その他

⑩ _____

3 相互連絡体制等

- (1) ⑪_____は、火災予防上必要な事項について、随時、防火担当責任者、火元責任者等に指導、監督を行う。

〔管理権原が分かれている場合〕

- (2) ⑪_____は、他の管理権原の防火管理者と工事の開始前に十分協議を行う。
- (3) 防火担当責任者、火元責任者等は、工事の開始・終了の報告、溶接・溶断作業の事前報告、危険物品の持込み・使用の事前報告を⑪_____に行う。
- (4) 各工事地区から火災が発生した場合は、他の工事地区との相互連絡体制を図る。
- (5) その他

第4 震災対策

1 震災に備えての事前計画

- (1) 震災対策を実施する責任者は、⑫_____とする。
- (2) 建築物の倒壊、施設物の転倒・落下・移動防止及び火気使用設備器具からの出火防止を重点とし、次の事項について予防措置を実施する。
- ア 工事用資機材等の転倒・移動防止措置
- イ 工事用足場、資材等の落下、飛散防止措置
- ウ その他

⑬_____

- (3) その他

⑭_____

2 震災時の活動計画

- (1) 工事関係者は、地震が起きたら、身の安全を図るとともに、直近の火気使用設備器具の元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、⑮_____はその状況を確認する。
- (2) 各設備器具等は、安全を確認した後に使用する。
- (3) ⑯_____は、地震動終了後、工事部分等を点検、確認し、被害状況を⑰_____に報告する。
- (4) その他
⑱_____

3 警戒宣言、津波警報等が発せられた場合の対応措置

全ての作業を中止し、各工事区分ごと、次の事項について被害防止措置を実施する。

- (1) 全工事人へ警戒宣言、津波警報等が発せられた旨の周知徹底

- (4) その他

⑲_____

第5 消火器等の点検及び整備

1 消火器等の配置場所についての周知

- (1) ⑲_____は、各防火担当責任者等を通じ、消火器等の配置場所について、各工事作業員に徹底するとともに、⑲_____
_____する。
- (2) 消火器等の数、配置を変更する場合は、その都度(1)の内容の周知等を図る。
- (3) その他
⑳_____

2 消火器等の定期的な点検

- (1) ②① _____ は、定期的に巡回をし、消火器等が容易に使用できる状態となっていること及び周知された場所に配置されていることを確認する。
- (2) その他
②② _____

第6 避難経路の維持管理及びその案内

1 避難経路の周知

- (1) ②③ _____ は、各防火担当責任者等を通じ、工事部分等における避難経路について周知徹底するとともに、②③ _____ する。
- (2) 避難経路を変更する場合は、その都度前(1)の内容の周知等を図る。
- (3) その他
②④ _____

2 避難経路の管理

- (1) 避難経路には、資材等の物品を置かせないよう徹底管理する。
- (2) ②⑤ _____ は、定期的に巡回をし、避難経路が安全に利用できる状態となっているかを確認する。
- (3) その他
②⑥ _____

第7 火気の使用又は取扱いの監督

1 火気使用設備器具の種類等

- (1) 火気使用設備器具を使用する際は、使用する火気使用設備器具の種類（名称）・数量、使用場所、使用期間（時間）、設置方法等を事前に別紙7の火気使用設備器具使用届出書により②⑦ _____ に届け出て、承認を受けるものとする。
また、使用する火気使用設備器具の種類に応じて安全対策を策定し、工事作業員に対して②⑧ _____ により周知する。
- (2) ②⑦ _____ は、使用する火気使用設備器具を事前に把握し、②⑨ _____ に対し、必要な指示を与え、火気使用設備器具の管理、監督を行うよう命じる。
- (3) その他
③⑩ _____

2 溶接、溶断作業時の安全対策

- (1) 溶接、溶断等火花を発する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業等を行う場合は、作業前に湿った砂を散布したり、周囲の可燃物の除去、不燃材料による遮断又は難燃性のシートによる遮へい等の措置を講じる。
- (2) 溶接、溶断等の場合は、作業中の監視及び作業後の点検を十分に行う。
- (3) 溶接、溶断作業等を行う場合は、近くに消火器等を配置し、消火準備を行う。
- (4) 防火管理者は、防火担当責任者に、適宜、作業状況を確認させる。
- (5) その他

③①

3 火気使用設備器具の安全対策

- (1) 危険物及び可燃物の周辺では、火気を使用しない。
- (2) 火気使用設備器具周囲を整理、整頓する。
- (3) 燃料の保管、補給を明確にする。
- (4) 火気使用設備器具の使用前、使用後の点検を確実にを行う。
- (5) その他

③②

4 電気設備等の安全対策

- (1) 許容電流を厳守する。
- (2) 漏電が生じるおそれのある場合は、回路に漏電遮断器等を設置する。
- (3) その他

③③

5 喫煙管理

- (1) 喫煙は、指定する場所（以下「喫煙場所」という。）以外では行ってはならない。
- (2) 喫煙場所は、③④が指定する。
- (3) 喫煙場所には、水等を入れた吸い殻入れを準備する。
また、喫煙場所には、その旨を掲示する。
- (4) ③⑤は、毎日作業終了後に吸い殻を集め、指定された不燃性容器に入れて、水で完全に消し、処理を行うものとする。
- (5) その他

③⑥

6 その他の安全対策

- (1) その他

③⑦

第8 工事中に使用する危険物等の管理

1 危険物の種類等

- (1) 危険物等（危険物、火薬、ガス等）を貯蔵又は取扱う場合は、危険物等の種類・数量、使用場所、使用期間（時間）、保管・設置方法等を事前に別紙8の危険物品等使用届出書により②⑦に届け出て、承認を受けるものとする。

また、使用する危険物等の種類に応じて安全対策を策定し、工事作業員に対して③⑧により周知させる。

- (2) ②⑦は、使用する危険物等を事前に把握し、危険物等の管理等を行う。

- (3) ②⑦は、危険物等の一時保管場所を設ける際には、③⑨し、管理を明確にする。

- (4) その他

④⑩

2 危険物等の安全対策

- (1) 工事部分等に持ち込む危険物品等は、必要最小限の量とし、常時保管しない。
- (2) 危険物品の引火性又は爆発性物品は、その性状に応じ適切に管理するとともに、小分けする場合は、容器に入れて密栓し、できるだけ不燃性の保管庫等に収納して施錠するなど管理を徹底する。
- (3) 危険物の容器や高圧ボンベ等は、地震動等により転倒・落下・移動しないよう措置しておく。
- (4) 危険物品等を貯蔵又は取扱う場所において、火花の発生を伴う溶接、溶断作業は行わない。
- (5) 危険物使用中は、換気を行いながら作業を行う。
- (6) 常に整理整頓をする。
- (7) 一時保管場所には、取扱い上の注意事項等及び取扱責任者を明示する。
- (8) 一時保管場所には、消火器を設置する。
- (9) 防火管理者は、防火担当責任者に、適宜、貯蔵又は取扱いの状況を確認させる。
- (10) その他

④⑪

第9 防火上必要な教育

1 防災教育

(1) 防災教育の実施時期等

防災教育の対象者・実施時期・実施回数・実施責任者は、下表のとおりとする。

対 象 者	実施時期	実施回数	実施責任者		

(2) 防災教育の内容

対 象 者	実 施 内 容

2 防災教育の記録の保存

④② _____ は、防災教育を実施した日時及びその内容について

④② _____ し、その記録を保存する。

3 その他

④③ _____

第10 消火、通報及び避難の訓練の実施

1 消防訓練

(1) 訓練の参加者、訓練種別、実施時期、実施回数及び訓練指導者

参加者	訓練種別	実施時期	実施回数	訓練指導者		

(2) 訓練の内容

2 訓練実施記録の保存

④④ _____ は、訓練を実施した日時及びその内容を④④ _____ し、その記録を保存する。

3 その他

④⑤ _____

第11 自衛消防隊等

1 隊の編成

自衛消防隊の編成（警戒宣言、津波警報等が発せられた場合の隊の編成を含む。）は、別紙9のとおりとし、この表を、④⑥の見やすいところに掲示する。

2 自衛消防隊による活動及び付近の工事作業員による行動

消火・通報・避難誘導等の担当者及び火災等を発見した工事作業員は、下記の要領で対応する。

(1) 通報・連絡

ア 火災、地震その他の災害が発生したときには、各通報連絡担当は、119番通報、④⑦、周囲及び管理権原者、防火管理者に火災の発生を知らせる。

イ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

ウ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、④⑧により管理権原者、防火管理者へ連絡する。

エ 火災等を発見した工事作業員は、大声で「火事」を連呼し、周囲に火災発生を知らせ、人を集める。それぞれ、初期消火、通報（119番通報、自衛消防隊本部への通報等）などを分担する。

オ その他

④⑨

(2) 初期消火

ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

イ 初期消火担当は、近くにある⑤⑩を用いて消火する。

ウ 火災等を発見した工事作業員は、近くにある⑤⑪を用いて消火する。

エ その他

⑤⑫

(3) 避難誘導

ア 避難誘導担当は、⑤③ _____を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

イ 避難方向が分かりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って誘導する。

ウ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

エ 火災等を発見した工事作業員は、火災が大きく初期消火不能と判断したときには、速やかに避難するものとする。

オ その他

⑤④ _____

(4) 応急救護

ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連携を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

第12 防火管理について消防機関との連絡

消防機関へ報告、連絡する事項

種 別		届出等の時期	届出者等